

議案第 4 3 号

亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 6 月 3 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(亀山市職員定数条例の一部改正)

第1条 亀山市職員定数条例（平成17年亀山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 亀山市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。